

# 平成 30 年度事業計画書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

## I 〔公益事業 1〕

### 宅地建物取引に係る調査研究・要望提言並びに地域行政との連携事業

宅地建物取引並びに周辺制度の進歩改善に関する調査研究を行い、要望・提言活動を通じて業域の確保・拡大に努め、会員業務を支援するとともに、地域行政との連携を強化し、宅地建物取引業並びに地域社会の健全な発展を目指す。

#### 1 要望提言機会の確保、活動の実施

- (1) 要望提言事項の確実な集約に努める。  
関係法令の運用動向や業界に対する諸施策、市況に関する情報等の収集を行うとともに、会員からの要望提言事項の集約に努める。
- (2) 要望提言事項の精査基準を検討する。
- (3) 高度情報化及び大手の台頭に対する媒介スキームの確保等、業域を確保する。

#### 2 地域行政との連携強化

- (1) 既存領域、新規連携分野を精査し、地域行政との連携強化を図る。
  - ① 官民懇話会、広域会議の開催  
個別又は広域的な視点で地域行政との課題・問題意識の共有を図り、地域行政との連携事業の推進・発展に繋げる。
  - ② 協定制度の適正な運用  
公共事業用地代替地情報提供媒介斡旋並びに公有地処分等、行政と締結している各種協定制度の適正な運用、普及推進を図る。
  - ③ 土地評価精通者意見価格評定協力、税務連絡協議会対応
- (2) 地域密着型の貢献、空き家対策・住宅確保要配慮者対応の強化を図る。
  - ① 空き家対策の推進  
石川県空き家総合相談窓口を継続して運営するとともに、空き家対策セミナー等を開催し、法令・制度の周知普及を図る。又、空き家バンクの運営に協力する。
  - ② セーフティネット機能の充実  
住宅確保要配慮者受入れ可能物件の登録推進等、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の普及に努める。

### 3 既存住宅流通市場の活性化

業容業態別ネットワークの構築並びに他業種との連携強化を図る。

- ① 建物状況調査（インスペクション）の普及に努める。
- ② 石川県内を対象とした不動産市況D I 調査を年2回実施する。
- ③ 住宅ファイル制度の構築・普及に努める。
- ④ 安心R住宅制度の普及に努める。
- ⑤ シロアリ調査パック、空き家管理パックを運営する。

### 4 反社会的勢力排除に関する取組みの推進

石川県宅地建物取引業暴力団等対策協議会と連携し、反社会的勢力排除に係る取組みを継続して行う。

### 5 公正取引の推進

北陸不動産公正取引協議会からの要請に応じて「不動産広告一斉調査」を実施し、会員並びに広告代理店等に対して規約指導を徹底する。

## II 〔公益事業2〕

### 宅地建物取引に係る相談助言並びに情報提供・普及啓発事業

宅地建物取引に関する法令及び制度並びに倫理規範等の遵守を促し、業としての健全な運営と公正な取引の確保により消費者保護に努める。

また、規格・標準化された物件情報の登録を推進し、利用者の自主的かつ合理的な選択機会を確保するとともに、宅地建物取引に係る諸制度等の情報提供・普及啓発に努めることで、不動産流通の促進並びに取引の円滑化を図る。

#### 1 不動産無料相談所の充実

- (1) 宅地建物取引に関する一般相談並びに会員を相手方とする苦情相談の受付を行うとともに、広く一般消費者等が相談する機会を設ける。

- ① 「不動産無料相談」(定期)

実施日	実施時間	場 所
毎週水曜日	午前9時～正午	金沢市役所市民相談室
	午後1時～5時	石川県不動産会館

- ② 弁護士による「不動産無料法律相談」(定期)

実施日	実施時間	場 所
毎月第3水曜日	午後1時30分 ～4時30分	石川県不動産会館

- ③ 「地域での不動産無料相談」（不定期）を実施する。
- ④ その他、行政諸団体等からの相談員派遣要請に協力する。

(2) 相談員の研鑽並びに相談体制の強化を図る。

- ① 相談員研修会を年3回開催する。
- ② 相談事例を蓄積・検証し、相談体制を充実する。

## 2 不動産流通情報システムに関する事業

流通システムの利便性向上など整備・運営にあたり、会員の利用促進を図る。

- ① 指定流通機構並びに全宅連統合サイトとの連携推進
- ② i - s y s t e m 2 のあり方の検討
- ③ 他民間ポータルサイト対策並びに対応
- ④ 流通関係規約の遵守徹底
- ⑤ 操作説明会の開催

## 3 情報提供に関する事業

テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広報媒体やツールを活用して、スケールメリットを活かした情報共有と発信を図る。

- ① 会員並びに消費者向け情報提供の強化
- ② マスコット「ハトまるくん」の活用
- ③ 「ハトマーク」のブランド力向上施策の検討

## 4 地域支援及び社会貢献に関する事業

地域支援及び社会貢献のためのハトマークイベント等を通じ、地域社会とのより良い信頼関係を維持しつつ、宅地建物取引制度に関する普及啓発活動を行う。

また、その効果を検証しつつ、費用対効果の観点から分析、改善を図る。

- ① 第12回ハトマーク杯争奪リトルリーグ金沢大会の開催
- ② ハトマーク杯第9回石川県8人制サッカーU-10大会の開催
- ③ 第8回ハトマーク賞児童画コンクールの開催
- ④ 第5回ハトマーク杯ゲートボール大会の開催
- ⑤ ハトのマメ本（賃貸借トラブル回避のための不動産豆知識本）の無償配付並びにハトのマメ本を使った出前講座の実施要請への対応
- ⑥ 不動産フェアの実施
- ⑦ 清掃ボランティア活動等、その他地域支援活動の実施

### Ⅲ〔公益事業3〕 宅地建物取引に係る人材育成事業

会員の資質向上等、宅地建物取引業に携わる人材を育成し、宅地建物取引業の健全な運営の確保に努める。又、広く宅地建物取引の知識に触れる機会を提供し、消費者の利益の擁護・増進を図る。

#### 1 業務研修内容の充実

- (1) 「業務研修会」を年4回開催するとともに、必要に応じて「特別研修会」を開催する。  
又、履修・復習手段として研修動画の普及に努める。
- (2) 受講率の向上施策の検討を行い、受講者数の増加を図る。
- (3) 周知体制の強化を行い、受益の拡大を図る。

#### 2 教育研修・資格制度「不動産キャリアパーソン」受講者の拡大

- (1) 規定による受講義務の遵守に努める。
- (2) 規定外の受講者獲得策の検討を行う。

#### 3 「不動産の日」の9月23日に「『不動産の日』ふれ愛講演会」を開催

周知体制の強化を行い、受益の拡大を図る。

#### 4 受託事業の適正な実施

- (1) 石川県からの委託を受けて、宅地建物取引士法定講習会を年6回開催するとともに、カリキュラムと講義内容の充実を図る。

回数	開催日
1	平成30年4月11日(水)
2	平成30年6月6日(水)
3	平成30年8月1日(水)
4	平成30年10月3日(水)
5	平成30年12月5日(水)
6	平成31年2月13日(水)

- (2) (一財)不動産適正取引推進機構からの委託を受けて、宅地建物取引士資格試験を実施するとともに、受験者数の維持並びに学生受験者の確保を図る。

実施公告	試験日
平成30年6月1日(金)	平成30年10月21日(日)

#### 5 法人運営のための人材育成

役員の研鑽を深めるため、役員研修会を開催する。

#### IV〔相互扶助（共益）等事業〕 会員業務支援事業

会員業務の支援等のため、下記の事業を行う。

また、支援が必要な分野を見極め、支援事業の拡充を図り、経営環境の整備に繋げる。

- (1) (公社)全国宅地建物取引業協会連合会等ハトマーク・グループと連携し、「ハトマーク・ビジョン石川」の推進に努める。
- (2) 「健康診断」や「賀詞交歓会」等の福利厚生事業を実施する。
- (3) 法令改正及び会員からの要望に基づき、業務関連書式の見直しを行う。
- (4) 会員を対象に業務の参考となる書籍を配付する。
- (5) 「賃料滞納に係る内容証明郵便送達制度」の運用を行う。
- (6) 「管網等情報提供サービス」の運用を行う。
- (7) 「宅建保証C I Zいしかわ」の利用促進・周知普及を図る。
- (8) 「会員ホームページ開設支援制度」を運用する。
- (9) 新規入会者研修の充実を図る。
  - ① 「新規入会者研修会」を年2回開催する。
  - ② フォローアップ施策やツールの検討を行う。
- (10) 開業支援セミナーを開催するとともに展開促進を図る。
  - ① 「開業支援セミナー」を年4回開催する。
  - ② 研修内容を充実し、周知体制の強化を行う。
  - ③ 受講者の入会促進に努める。
- (11) 会員の業域拡大・業績向上のために「不動産実務セミナー」を開催する。
- (12) 平成30年度会員名簿を発行する。
- (13) 関係団体と連携した広報流通活動を実施する。

## V〔法人会計〕 会務の総合管理事業

公益社団法人としてのプラットフォーム・ガバナンスの維持・強化を図るとともに、効果的・効率的な事業の実施と組織の運営に努める。

また、協会事業への参加率の向上・受益の均等化を図り、協会への参画意識の強化に努める。

- (1) 公益三法に基づく諸手続きを行う。
- (2) 組織体制や諸規程の見直しを行う。
- (3) 会員の入会・変更・承継に関する審査業務を行う。
- (4) 会員数減少対策や特定資産の運用方法の検討等、健全な財政基盤の保全並びに公益目的事業の適正な遂行に努める。
- (5) ブロックへ付託した事業の適正な遂行を指導する。
- (6) 新会館のあり方の検討に着手する。